

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則

昭和 35 年 9 月 30 日

総理府令第 56 号

<p>改正後 最終改正 平成 16 年 3 月 25 日 文部科学省令 11 号</p>	<p>改正前</p>
<p>( 廃棄施設の基準 ) 第 14 条の 11 (1) ~ (7) 略 (8) <u>放射性同位元素等を保管廃棄する場合(第 19 条第 1 項第 13 号ニの規定により保管廃棄する場合を除く。)</u>には、次に定めるところにより、保管廃棄設備を設けること。</p> <p>( 使用の基準 ) 第 15 条 (1) ~ (10) 略 (10 の 2) <u>陽電子断層撮影用放射性同位元素 (放射性同位元素を用いて行う陽電子断層撮影装置による画像診断に用いるため、サイクロトロン及び化学的方法により不純物を除去する機能を備えた装置(更新、改造又は不純物を除去する方法の変更をした都度及び 1 年を超えない期間ごとに不純物を除去する機能が保持されていることを点検しているものに限る。)</u>により製造される放射性同位元素であつて文部科学大臣の定める種類ごとにその 1 日最大使用数量が文部科学大臣の定める数量以下であるものをいう。以下同じ。)を人以外の生物に投与した場合には、当該生物及びその排出物については、投与された陽電子断層撮影用放射性同位元素の原子の数が 1 を下回るとみなすことができる期間を超えて管理区域内において保管した後でなければ、みだりに管理区域から持ち出さないこと。</p>	<p>( 廃棄施設の基準 ) 第 14 条の 11 (1) ~ (7) 略 (8) 放射性同位元素等を保管廃棄する場合には、次に定めるところにより、保管廃棄設備を設けること。</p> <p>( 使用の基準 ) 第 15 条</p>

<p>( 廃棄の基準 )</p> <p>第 19 条</p> <p>(1) ~ (12) 略</p> <p>(13)</p> <p>イ ~ ハ 略</p> <p><u>二 陽電子断層撮影用放射性同位元素又は陽電子断層撮影用放射性同位元素によって汚染された物 (以下「陽電子断層撮影用放射性同位元素等」という。) については、当該陽電子断層撮影用放射性同位元素等以外の物が混入し、又は付着しないように封及び表示をし、当該陽電子断層撮影用放射性同位元素の原子の数が 1 を下回ることが確実な期間として文部科学大臣が定める期間を超えて管理区域内において保管廃棄すること。</u></p> <p>(14) ~ (15) 略</p> <p>(16) <u>第 13 号二の規定により保管廃棄する陽電子断層撮影用放射性同位元素等については、同号二の文部科学大臣が定める期間を経過した後は、放射性同位元素等ではないものとする。</u></p>	<p>( 廃棄の基準 )</p> <p>第 19 条</p> <p>(1) ~ (12) 略</p> <p>(13)</p> <p>イ ~ ハ 略</p> <p>(14) ~ (15) 略</p>
--	--